

平成27年度鹿児島国道管内事業効果検討業務

平成27年1月30日付けで公示しました上記業務について、下記のとおり「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」を修正いたします。

修正箇所	現 行	修正後
6. その他(6)	2. (1)1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者又は2. (1)2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者も5. (3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、 <u>技術提案書の提出の時</u> において、当該資格の認定を受けていなければならない。	2. (1)1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者又は2. (1)2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者も5. (3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、 <u>平成27年4月1日</u> において、当該資格の認定を受けていなければならない。